

上越市総合防災訓練を実施します

上中越沖を震源とする地震、津波などを想定した総合防災訓練を上越市で実施します。大津波警報の発表後、沿岸部の住民が近くの高台や津波避難ビルなどに徒歩や車で避難する訓練を行うほか、ヘリコプターによる救助訓練、起震車による地震体験、消防車両や防災用品の展示などを行います。(見学・体験可)

当日は、午前8時に防災行政無線や防災ラジオから緊急地震速報が流れるほか、その後、大津波警報や津波からの避難を呼び掛ける放送を行います。いずれも訓練ですので、実際の災害と間違えないようご注意ください。

時 10月12日(土)午前8時~10時30分
所 直江津区(主会場) 直江津屋台会館

他 駐車場 上越市立水族博物館うみがたり第3駐車場 固危機管理課 (☎025・520・5665)



お知らせ

戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定

戦没者のご遺族に対し、DNA鑑定の申請を受け付けています。希望者には申請書などを送付しますので、問い合わせてください。

対 硫黄島、インド、インドネシア、沖縄、樺太、旧ソ連、モンゴル、タイ、中部太平洋地域、東部ニューギニア、ノモンハン、ビスマーク・ソロモン諸島、フィリピンおよびミャンマーで収容された戦没者遺骨について、ご遺族だと思われる人 申 厚生労働省社会・援護局事業課戦没者遺骨鑑定推進室 (☎03・5253・1111、内線3506)

生活支援給付金の手続きはお早めに

対象と見込まれる世帯には、8月1日に「確認書」を送付済みです。必要事項を記入の上、提出してください。

また、1月2日以降に転入した人を含む世帯など、市で課税状況を判定できなかった世帯は申請が必要です。

対 令和6年度に新たに住民税非課税または均等割のみ課

もよおし・講座

税となる世帯 ※対象外となる世帯 〇令和5年度に同様の給付金の支給対象となった世帯 〇世帯全員が、住民税が課税されている人から税法上の扶養を受けている世帯

他 支給額 〇1世帯当たり10万円 ※18歳以下の児童を扶養している場合、対象児童1人当たり5万円を加算 申 10月31日(消印有効) までに郵送で生活支援課 (☎025・520・5697)



要援護世帯の除雪費を助成

屋根、玄関前、下ろした屋根雪、車庫、納屋などを自力で除雪することが難しい世帯で、一定の要件を満たす場合は、業者などに除雪を依頼する費用の一部を助成します。

お住まいの地域の民生委員・児童委員に相談してください。 申 生活支援課 (☎025・520・5697) または各総合事務所

要援護世帯除雪協力事業所の募集

市では、除雪作業に協力い

ただける事業所の名簿を作成し、該当世帯にお知らせしています。

現在、新たに協力いただける事業所を募集しています。 申 生活支援課 (☎025・520・5697) または各総合事務所



児童扶養手当の制度が改正されます

児童扶養手当法などの一部改正により、本年11月分(令和7年1月支給分)から、受給者本人の所得制限限度額(以下「限度額」)が引き上げられます。

これまで、限度額を超えているため児童扶養手当の認定を受けていなかった人のうち、制度改正により限度額を下回る人は支給対象となる場合があります。制度改正後、限度額や受給手続きについて、市ホームページで確認するか問い合わせてください。なお、すでに児童扶養手当の認定を受けている人は手続き不要です。

対 令和7年3月31日時点で18歳以下(障害がある場合は20

私立高等学校学費助成金

全日制・定時制・通信制を問わず、私立高等学校在学中の生徒の保護者に対し、学費の一部を助成します(所得制限あり)。

時 支給時期 〇令和7年2月末 申 申請書に記入の上、12月2日(日)までに①市内の学校に在学中の場合は学校に、②市外の学校に在学中の場合は学生証など在学习していることを証明する書類を添えて教育総務課に提出。申請書は学校から配布されるほか、市ホームページに掲載しています 申 教育総務課 (☎025・545・9261)



募集

無料相談